

・ H29. 7. 5 追加

○ V-47 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法

旧	新
	<p>V-47 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法</p> <p>Q 政治団体が職員に給与等を支払う際には、政治団体は、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等について、会計帳簿にはどのように記載すべきか。</p> <p>A 政治団体の判断により、以下の方法等により各政治団体の実態に即した形で記載することとなります。</p> <p>① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。</p> <p>② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。</p>